

総合評価方式にかかる雇用確認について

令和6年12月2日以降から新たな健康保険被保険者証の発行が停止しており、令和7年12月2日以降は、健康保険被保険者証による雇用確認ができなくなるため、総合評価評価項目「障がい者雇用実績」、「人権に関する取組実績」、「不当要求防止責任者講習の受講実績」の3ヶ月以上の雇用等確認方法について下記のとおり運用します。

【令和7年12月1日まで】

工事

雇用確認方法
・ 監理技術者資格者証の写し ・ 健康保険被保険者証の写し ・ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し ・ 雇用証明書 のいずれか。

業務委託

雇用確認方法
・ 三重県測量・調査・設計業務技術者登録者証の写し ・ 健康保険被保険者証の写し ・ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し ・ 雇用証明書 のいずれか。

【令和7年12月2日以降】

工事

雇用確認方法
・ 監理技術者資格者証の写し ・ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し ・ 雇用証明書 のいずれか。

業務委託

雇用確認方法
・ 三重県測量・調査・設計業務技術者登録者証の写し ・ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し ・ 雇用証明書 のいずれか。

※令和7年12月2日以降は、健康保険被保険者証の写しは雇用確認資料として使用できません。

【総合評価方式に関する問合せ先】

三重県県土整備部公共事業運営課 総合評価班

TEL：059-224-2696